

事務局説明資料② (ノンバンク社債法について)

2026年10月9日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

第1回WGにおけるご意見（要約）

● 総論

日本国内に拠点を持たない外国金融機関等によるシンジケートローン参加を含め、事業者向け貸付けに係る貸金業法等の柔構造化の方向性に賛成。

● 第一回の論点に係る意見

貸出先の要件

- シンジケートローンの参入要件緩和において貸出先として限定する「大企業等」の範囲は、債務者保護の観点から中小零細企業は入らないようにすべきだが、大企業以外のファンド等も含める余地がある。企業規模のみならず十分な交渉能力を有していること等の観点から基準の明確化が必要。
- 貸出先をある程度限定するのであれば、アレンジャー・エージェントなどへの追加的規制を強化する必要は無いのではないかと。

シンジケートローン参加者の要件

- 事務局が提示した、外国の法令に準拠して設立されていることと、日本に代表者（弁護士法人等）を設置することの要件は必要。他にどのような適格性や要件が必要かは今後の規制緩和内容の議論も踏まえ検討する必要。
- シンジケートローン参加者の役割が融資の実行に明確に限られる点については、契約書類からの乖離がどこまで認められるのかを確認する必要。
- 既存のシンジケートローン実務を前提に議論しているが、参加者が変われば実務の変更も一般にはありうる点は慎重な議論が必要。
- シンジケートローン参加者の本国における業務運営やリスク管理態勢について、実効的にモニタリングできる仕組みの確保が重要。当局間の情報交換や外国金融機関からの情報提供を求める体制が必要ではないか。
- 債権譲渡規制の緩和については、継続的に実効的なモニタリングを行う観点から慎重に検討すべき。

債務不履行に伴う私的整理等について

- シンジケートローンが債務不履行となり私的整理等を行う場合、対象債権者全員の同意を必要とする手続もあるところ、拠点を持たない外国金融機関等や債権譲受人が加わることで、返済猶予や債務再編の調整にどのような影響があるのか確認しておく必要があるのではないかと。
- 借り手の保護や全体の利益調整に係るエージェントの役割や責任について整理が必要ではないか。例えば、私的整理等の際、日本拠点を持たない外国金融機関が個別に債権回収しないことを担保するため、弁護士やサービサー等への委託について仕組みを検討する必要があるのではないかと。

外国銀行代理業（銀行法）、外国規制との関係

- すでに日本拠点を持つ外国銀行等との間で、大きな規制上の不公平感が生じないような配慮が必要。その際、具体的な不公平感の議論においては、外国銀行業界として日本への投融資ビジネスをどう考えているのか議論が必要ではないかと。
- 日本拠点を持たない外国銀行によるシンジケートローン参加の緩和は、貸金業法の改正の議論なのか。銀行法の議論ではないか。
- 銀行法の外国銀行関連の規制は、今回の議論対象ではないと理解しているが、海外の諸外国の規制も概観しつつ、すでに日本拠点を持つ外国銀行等との間での規制上の不公平感の論点を含め、今後の課題として検討を続けていくことは必要。

第1回WGにおけるご意見（要約）

その他の意見

- 今回の規制緩和を契機として、
 - 市場の厚みの拡大を通じて、国内金融機関のリスク性資金供給力が拡大することでプライベートクレジット市場を育成していくことが望ましい。
 - ファンドを含むノンバンクがリスクマネーを提供しやすい環境を整備すると共に、借り手においても企業の成長段階や信用力に応じた調達手段を選択できる環境を整えていく必要。
- 日本企業による大型M&Aや海外事業投資のための外貨調達に関し、今回のアプローチで十分な実績に繋がるかについて、一定期間後に検証を行い、必要な制度変更を加えていくのが望ましい。
- 外国金融機関の参入拡大に伴う過度な金利競争や一部の参加者への影響力の集中が生じないよう、市場規律を確保する制度設計と継続的なモニタリングについて十分に検討する必要。
- 金利規制については、シンジケートローンのアレンジャーフィーがみなし金利の対象となっており、また、上限金利はスタートアップ等への資金供給においても障害になっているところ、緩和の必要性を検討すべきではないか。

● 第二回以降の論点に係る意見

ノンバンク社債法について

- ノンバンク社債法については、私募債であれば資本要件等を課す必要はないのではないか。
- ノンバンク社債法の緩和については、投資者被害を生じさせることがないよう、全体として適切な資金の流れが確保される必要があるところ、こうした点で現行制度が十分なものか検討すべきではないか。

書面交付や物理的な掲示を前提とした規制のデジタル化について

- 前回の2006年貸金業法改正時点から、多重債務の状況や貸金業者の法令順守の状況は改善している。この成果やデジタル化等の環境変化も踏まえ点検していく必要。
- 現在、会社法においても株主総会資料の書面交付請求権に係るデジタル化の議論がなされているところ、前向きに検討すべき。WEB完結型契約に関する消費者ニーズも含め、消費者政策一般との整合性も考慮して検討していく必要。
- 少数の利用者の保護にも目を配りつつ全体最適に向けて検討していく必要。紙の書面が多重債務に迫られる消費者が借入を見つめなおす機会となっているところ、高齢者による借入れも想定し、消費者保護の観点で慎重な検討が必要ではないか。

金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(ノンバンク社債法)について

制定経緯

- ❑ 1954年に出資法が制定され、当時の同法第2条第3項^(注1)において、銀行等以外の貸付業務を営む株式会社が社債の発行により貸付資金を受け入れることが禁止された。
- ❑ 1997年5月に公表されたノンバンクに関する懇談会報告書において、投資者保護のための諸制度が整備されている一方で、企業の資金不足が解消され、金融仲介の多チャンネル化が求められている状況にあったことを踏まえ、当時の出資法第2条第3項の削除が提言された。
- ❑ 1999年、出資法の上記規定の撤廃、及びノンバンク社債法の制定により、貸金業者による社債の発行が**登録制度**の下で解禁された。
- ❑ 登録にあたっては、上記報告書を踏まえ、**社債発行解禁に乗じた悪質業者の参入を牽制する観点から最低限の資本金や人的構成を要求**。

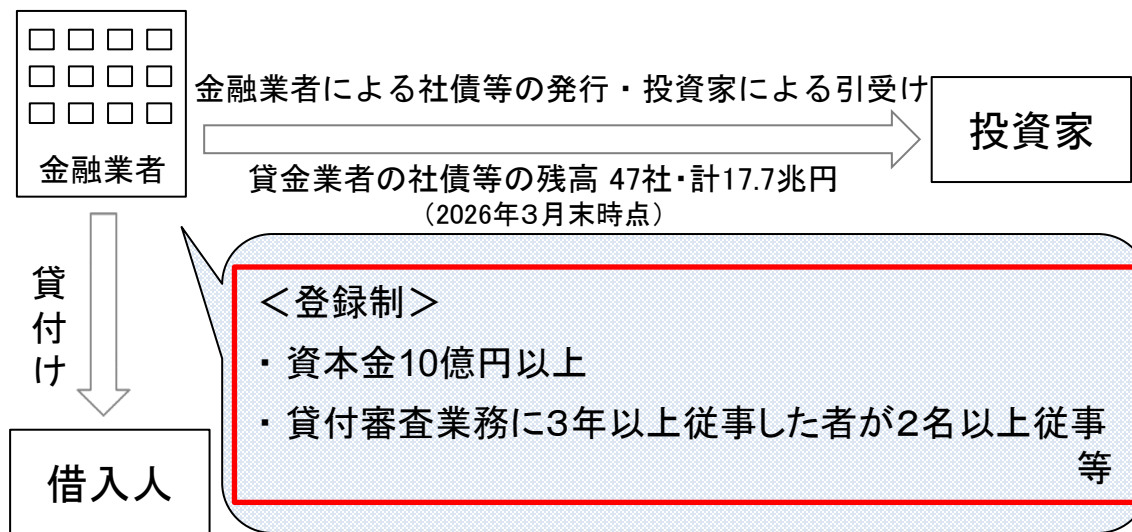
(注1) 出資法第2条第3項(当時):「主として金銭の貸付の業務を営む株式会社(銀行を除く。)が、社債の発行により、不特定且つ多数の者から貸付資金を受け入れるときは、業として預り金をするものとみなす。」

(注2) 上記報告書において、「人的構成や財産的基礎の要件は、悪質業者の参入阻止にも効果があるものと考えられる。」とされている。

法律の内容

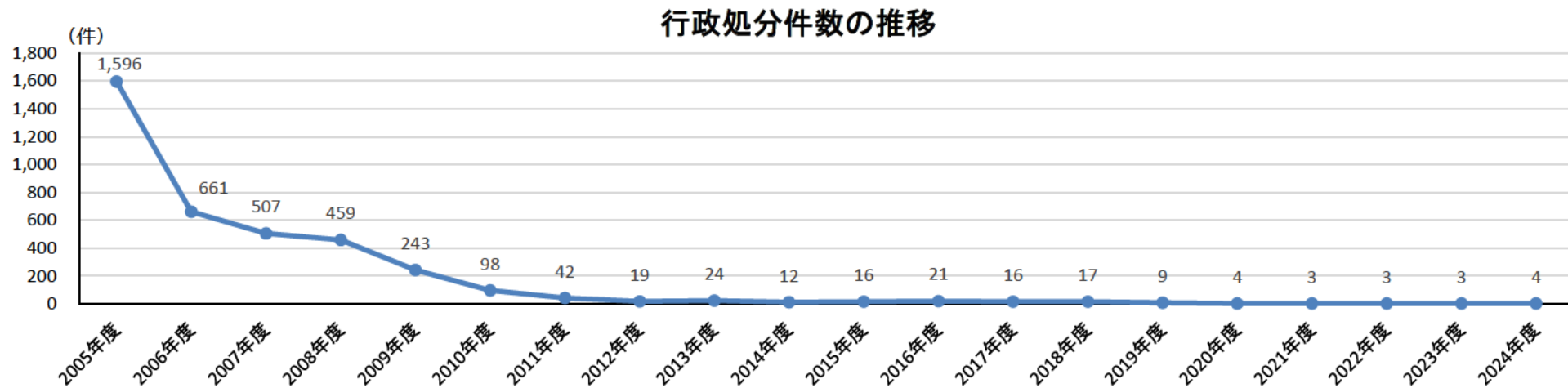
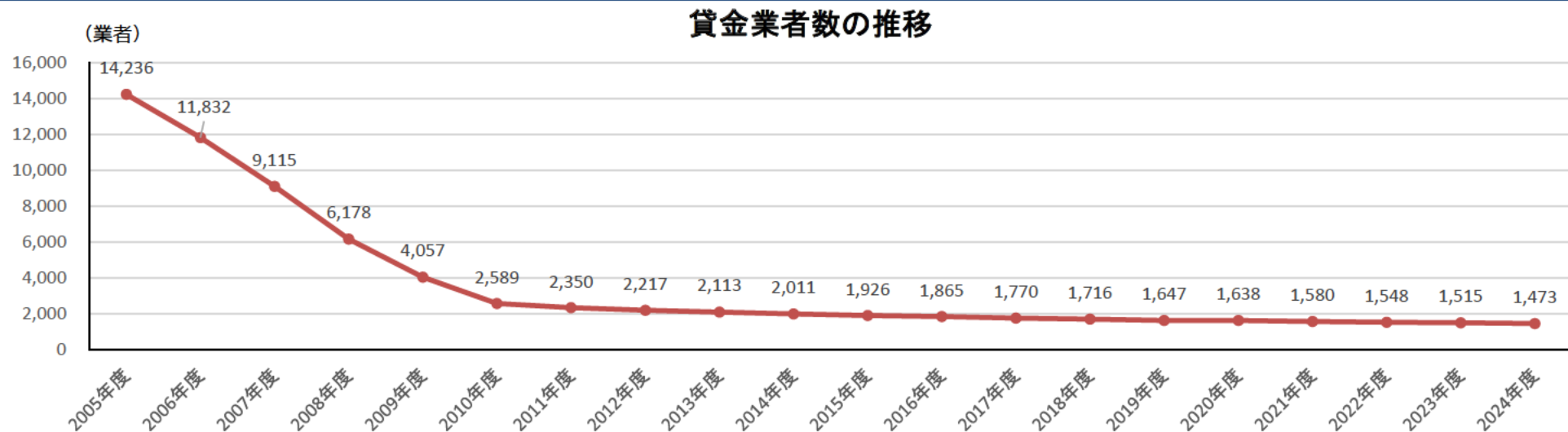
- 登録制度の実施
(資本金要件・人的要件等)
- ディスクローチャーの充実
(貸借対照表への貸付金の記載・不良債権の状況の注記等)
- 監督(報告徴収・登録の取消し等)
- 罰則

スキーム図



貸金業者数及び行政処分件数の現状

- 2006年改正貸金業法の成立により総量規制や上限金利の引き下げが導入され、悪質業者の退出が進んだ結果、**貸金業者数**は、2005年度は14,236業者であったものが、2024年度は1,473業者と**約10分の1の水準まで減少**。
- **行政処分件数**は、2005年度の1,596件から急激に減少し、ここ数年は**3、4件の低水準で推移**。



注：両グラフの数字は年度末時点

(出典：金融庁)

投資者保護のための開示書類等に関する規制の整備

1999年のノンバンク社債法制定以降、EDINETでの有価証券届出書等の電子開示の原則適用開始（2004年）や、開示書類の虚偽記載等への課徴金制度の導入（2005年）、開示書類の虚偽記載等に対する罰則強化（2006年）、ソーシャルレンディング等に関する規定の整備（2023年）など、投資者保護のための規制の整備が進展。

2000年改正証取法に基づくEDINETによる開示規制の適用時期

開 示 書 類 等	適 用 時 期			
	2001/6/1	2002/6/1	2003/6/1	2004/6/1
【電子開示手続】 （流通開示手続） 有価証券報告書 半期報告書 等	書面による	任 意		原則適用
【電子開示手続】 （流通開示手続以外） 有価証券届出書 公開買付届出書 等	書面による	任 意		原則適用

新しい金融商品取引法制（パンフレット）抜粋（2006年金融庁公表）

例えば、以下のような違反行為について、法定刑を引き上げています。

・不公正取引、風説の流布・偽計、相場操縦 ・重要事項に虚偽記載のある有価証券届出書などの提出	懲役 5年以下 罰金（個人）500万円以下 （法人）5億円以下	→	懲役 10年以下 罰金（個人）1,000万円以下 （法人）7億円以下
・インサイダー取引 ・有価証券届出書などの不提出	懲役 3年以下 罰金（個人）300万円以下 （法人）3億円以下	→	懲役 5年以下 罰金（個人）500万円以下 （法人）5億円以下

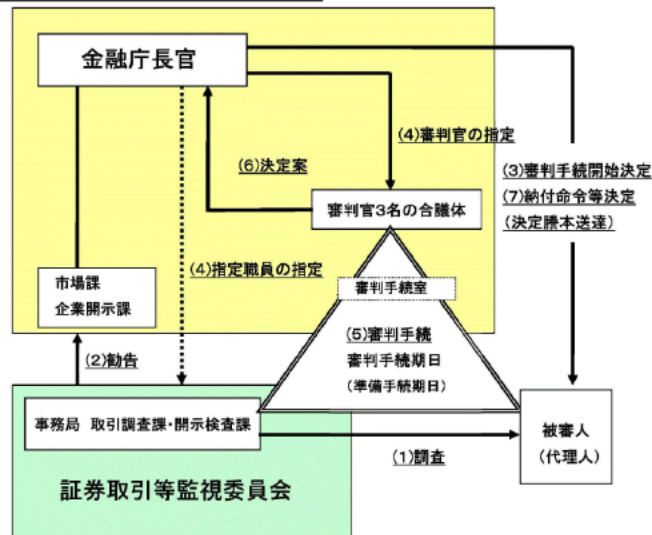
開示書類等の虚偽記載等に係る課徴金制度

有価証券届出書等（社債発行）の虚偽記載等：

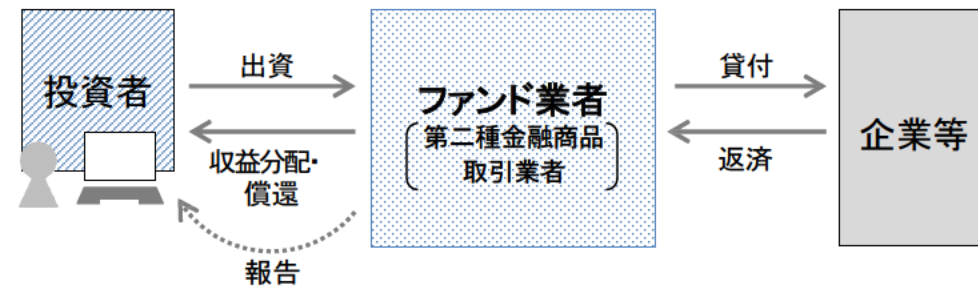
募集・売出総額の2.25%

有価証券報告書等の虚偽記載等：

発行する株券等の市場価額の総額等（時価総額）の10万分の6又は600万円のいずれか大きい額（半期・臨時報告書等の場合はその2分の1）



ソーシャルレンディング※等に関する規定の整備（2023年金商法改正）

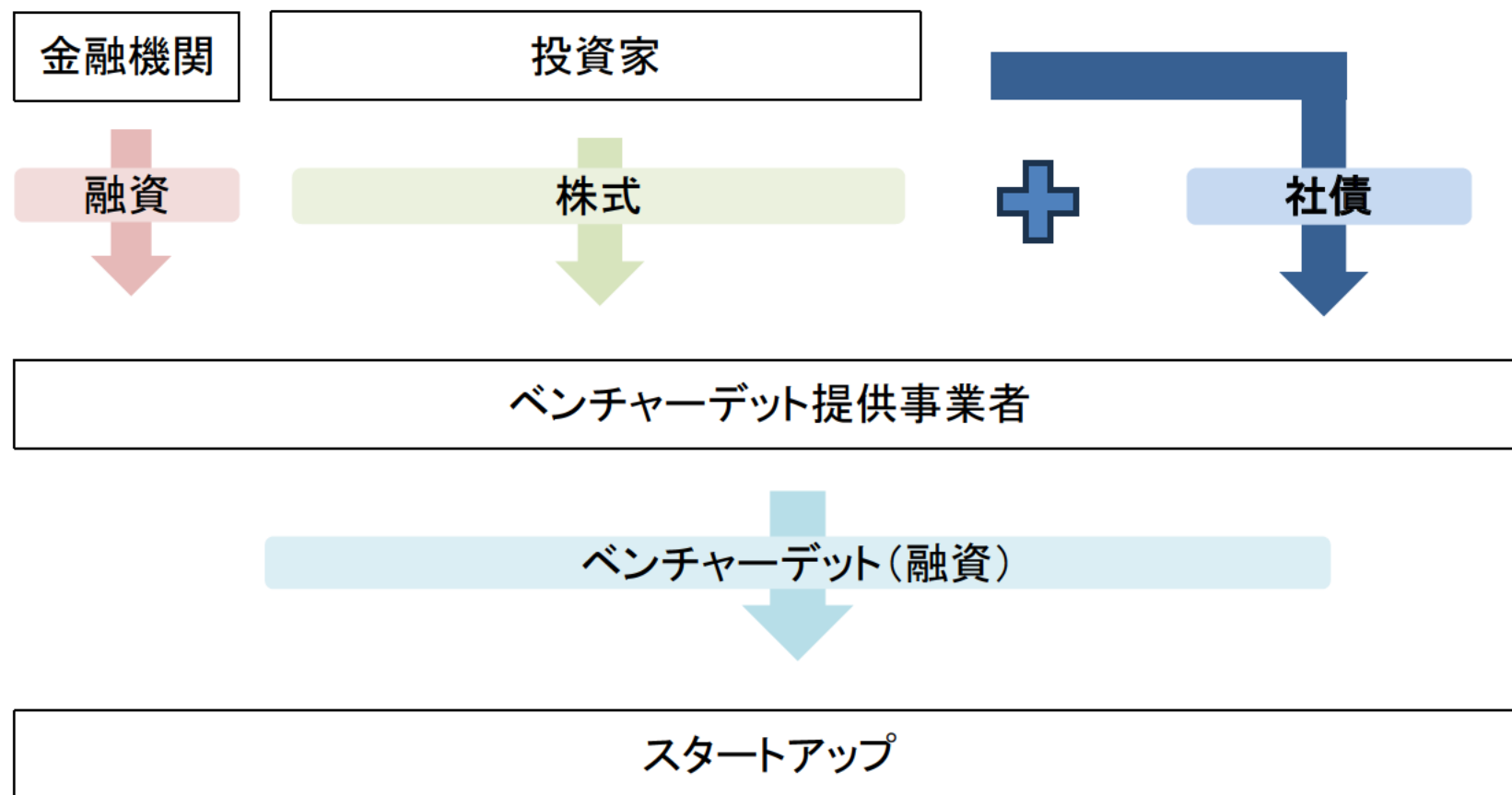


ソーシャルレンディング等の運用を行うファンドを販売する第二種金融商品取引業者に対して、運用報告書の交付が担保されていないファンドの募集等を禁止。

※ インターネットを用いてファンド形態で出資を募り、投資家からの出資を企業等に貸し付ける仕組み

ベンチャーデットの事業成長に伴う資金調達多様化

- ベンチャーデットの提供に際し、エクイティ調達のみならず、銀行融資や社債発行等を活用した**資金調達手段の多様化**を進めることで、調達力や財務基盤の強化を図ることが重要。
- これにより、持続的な事業成長を遂げながら、スタートアップの旺盛な資金需要に応えていくことが可能になる。
- 他方、融資を行うノンバンク自身がスタートアップである場合、ノンバンク社債法の資本金要件等を満たすことが困難であり、このため資金調達を十分に行うことが難しいとの指摘がある。



(凡例) ○：規制あり、△：一部規制あり、×：規制なし

		アメリカ (NY州) (注1)	フランス (注4)	イギリス	シンガポール	日本
参入規制		× (注2)	○	×	×	○
行為規制	情報提供 義務	△ (注3)	○	×	×	○
	取立行為 規制	×	×	×	×	○
貸金事業者に対する 国内での拠点設置義務		×	○	×	×	○
日本のノンバンク社債法に 類する社債発行規制		×	△ (注5)	×	×	○

(出典) 金融庁・金融研究センターの研究プロジェクトにおいて研究員が収集した情報に基づき金融庁作成。ノンバンクが行う法人向け貸付けに着目して諸外国の制度を調査したものであり、例えば銀行の子会社や投資法人といった貸し手の特別な属性に係る法制度について網羅的に調査したものではない。

(注1) 米国についてはNY州法に基づく規制内容を記載。

(注2) 元本5万ドル以下かつ年率16%以上の貸付けを行う場合は認可貸金事業者 (Licensed lender) としての認可が必要であるが、「corporation and similar business entities」への貸付けについては参入規制の対象外とするレターがDFS (NY州金融サービス局) より公表されている。

(注3) NY州商業融資開示法により、250万ドル以下の融資を行うノンバンクに対し、借入人に対する詳細な情報提供が求められている。

(注4) フランスの通貨金融法典に基づく規制内容を記載。EU単位でのノンバンクに関する参入規制や監督制度の存在は確認されていない。

(注5) 下記(i)～(iii)の要件を満たす債務証券の発行が規制対象となりうる。

(i)最劣後債などの所定の債務証券に該当しないこと、(ii)当該発行が、第三者のためのPF運用サービスを提供する者または適格投資家のみを対象とするものでないこと、(iii)譲渡性預金証書以外の証券については、各証券の額面金額が10万ユーロ未満であること

- 1999年に成立したノンバンク社債法における財産基礎要件や人的要件等の登録要件は、悪質業者による貸金業への参入を牽制する趣旨の規定であるところ、

2006年改正貸金業法の成立により総量規制や上限金利の引き下げの導入等により悪質業者の退出が加速し、貸金業者数及び行政処分件数が減少しているとともに、過去社会問題となった過度な貸し込み等は同法により引き続き規制されている。

また、ノンバンクが公募で社債を発行する場合には、一般の事業会社と同様に金商法の開示規制が適用され、投資者保護が図られるが、1999年のノンバンク社債法制定以降、

- ・ EDINETでの有価証券届出書等の電子開示の原則適用開始（2004年）や、
- ・ 開示書類の虚偽記載等への課徴金制度の導入（2005年）、
- ・ 開示書類の虚偽記載等に対する罰則強化（2006年）、
- ・ ソーシャルレンディング等に関する規定の整備（2023年）

など、投資者保護のための規制の整備が進んでいる。

他方で、融資を行うノンバンク自身がスタートアップである場合、ノンバンク社債法の資本金要件等を満たすことが困難であり、このため資金調達を十分に行うことが難しいとの指摘がある。

こうした中で、ベンチャーデットによるスタートアップ経営の下支えという実態を踏まえれば、社債による資金調達手段を、上記登録制度で制限する必要性についてどう考えるか。

- ノンバンク社債法は、社債を発行する貸金業者に対し財務諸表における営業貸付金等の記載及び不良債権に関する注記等を義務付け、これらを有価証券報告書等に反映することで、投資者保護を図っている。

貸金業に対する投資者の保護の要請は、社債を購入する投資家に限られないものと考えられることから、貸金業を主要な事業とする貸金業者であって、社債発行や有価証券報告書の提出を行う者に対して、上記の開示を求めることについて、どのように考えるか。